

## 随意契約の内容の公表

担 当 部 課	健康福祉部 長寿課	
契約締結年月日	令和6年4月1日	
業 務 名	尾張旭市紙おむつ給付事業事務委託	
業 務 の 概 要	介護保険における要介護度が3以上の者及び療育手帳所持者のうちA・B判定の者を対象として、紙おむつ（月30枚）又は尿とりパッド（月60枚）を給付する事務。	
契約金額（税込）	1,000,000円 （長寿課820,000円、福祉課180,000円） ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	社会福祉法人 尾張旭市社会福祉協議会	
根 拠 規 定	<b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> <small>（該当する口欄に印をつけること）</small>	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	本事業は、介護者の負担の軽減を図り、日々の生活の安定に寄与することを目的とした事業であり、要介護者及び知的障がい（児）者への深い知識を持ち、本事業を円滑かつ適切に実施でき、最も信頼できる事業者は、当市において他に存在しないため。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉部 長寿課 です。